

社会福祉法人仁慈協会上高井保育園

役員報酬規定

- 第1条 当保育園の理事及び監事の報酬については本規定の定めるところによる。
- 第2条 当保育園の理事及び監事の報酬の総支出額は年額12万円以内とする。
- 第3条 役員報酬は社会福祉法人仁慈協会上高井保育園理事会に出席する理事及び監事に対して支払われる。
- 第4条 理事及び監事の報酬は理事会出席回数に応じ、1回3,000円を支払い、年額15,000円を限度とする。
- 2 報酬の支払いは、前項の規定によって決定した年額を年度末に支払う。
- 第5条 当保育園が理事に特定の業務を委嘱した場合には、当該業務に対して応分の報酬を支払う。報酬は、報酬支出限度額にかかわらず、理事会で決定する。
- (注) 定常的に(周何曜日というように)出勤し当該業務を遂行する場合は、日当月額払いとすることができる。
- 第6条 本規定は、理事会の承認を得て、平成23年4月1日より実施する。

社会福祉法人仁慈協会上高井保育園
役員報酬規定

第1条 当保育園の選任・解任委員及び評議員の報酬については本規定の定めるところによる。

第2条 当保育園評議員の報酬の総支出額は年額63000円以内とする。

第3条 選任・解任委員の報酬は無報酬とする。
交通費として開催の都度一回につき一人3000円とする。

第4条 役員報酬は社会福祉法人仁慈協会上高井保育園評議会に出席する評議員に対して支払われる。

第5条 評議員の報酬は評議員会出席回数に応じ、1回3000円を支払う。

2 報酬の支払いは、前項の規定によって決定した金額から源泉徴収税額を差し引いた額をその都度支払う。

第6条 当保育園が評議員に特定の業務を委嘱した場合には、当該業務に対しての応分の報酬を支払う。報酬は、報酬支出限度額に関わらず、評議員会で決定する。

(注) 定常的に(週何曜日というように)出勤し当該業務を遂行する場合は、日当月額払いとすることができる。

第7条 本規定は、社会福祉法人制度改革に伴い、理事会の承認を得て、平成29年4月1日より実施する。

令和元年(2019年)5月22日 改訂